

# 赤塚ホーム緊急保護運営要綱

(平成 5 年 4 月 1 日区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都板橋区立福祉園条例（平成 9 年板橋区条例第 10 号。以下「福祉園条例」という。）第 8 条の規定に基づく在宅の障がい者の緊急時における一時的な保護（以下「赤塚ホーム緊急保護」という。）に係る利用資格、利用手続、費用負担等について定めることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 この要綱による保護を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、板橋区内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けた者
- (2) 愛の手帳の交付を受けた者
- (3) その他区長が必要と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は対象者としない。

- (1) 伝染性の疾患を有する者
- (2) 専門医療機関での治療を受ける必要のある者
- (3) 医療的ケアの必要な者
- (4) 年齢 1 歳未満の乳児及び 65 歳以上の高齢者
- (5) 年齢 40 歳以上 65 歳未満で介護保険の要介護（要支援）の認定を受けている者
- (6) 短期入所の受給者証の交付を受けている者であって、かつ、次のいずれかに該当する者  
ア 第 4 条第 1 項第 3 号の事由により、第 6 条第 2 号の連日保護を希望する者  
イ 第 4 条第 2 項の体験利用を希望する者
- (7) その他区長が保護を行うことが困難であると判断した者

(受入定員)

第 3 条 赤塚ホーム緊急保護の受入定員は、一日当たり 6 人とする。

(保護事由及び期間)

第 4 条 この要綱による保護は、介護者又は家族等（以下「介護者等」という。）が次に掲げる事由のいずれかに該当し、対象者が介護を受けられない場合に行うものとする。

- (1) 傷病、出産等又は災害
- (2) 通夜、告別式又はこれに準ずる葬儀（介護者等の 3 親等以内の者に係るものに限る。）
- (3) 介護者の休養
- (4) その他区長が特に必要と認めたとき。

2 前項各号の事由にかかわらず、短期入所の受給者証の交付を受けることを目的とする場合にあつては、対象者又は介護者等が申請することにより、体験利用として赤塚ホームを利用できるものとする。

3 保護の期間は別表 1 に掲げる期間を限度とする。ただし、施設管理者（福祉園条例第 9 条に規定する指定管理者が園の管理を行う場合にあつては当該指定管理者、区長が園の管理を行う場合にあつては区長をいう。以下同じ。）が特に必要と認めた場合は、これを延長することができる。

(保護の内容)

第5条 保護の内容は次の各号に掲げる事項とし、かつ、対象者が必要とするものとする。

- (1) 食事の世話
- (2) 身の回りの世話
- (3) その他日常生活に必要な事項

(保護の区分)

第6条 保護の区分は次の各号のとおりとする。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第4条第1項第2号に定める幼児については第2号の連日保護を行わないものとする。

- (1) 昼間保護
- (2) 連日保護

(保護の時間)

第7条 保護の区分ごとの保護の時間は次の各号のとおりとする。

- (1) 昼間保護 午前9時から午後5時までの間で対象者が必要とする時間。ただし、特に施設管理者が必要と認めたときはこの限りでない。
- (2) 連日保護 午前9時から保護期間最終日の午後5時までの対象者が必要とする時間。ただし、特に施設管理者が必要と認めたときはこの限りでない。

(登録の申請等)

第8条 保護を利用しようとする対象者又は介護者等は、赤塚ホーム緊急保護登録申請書（別記第1号様式）により施設管理者に申請しなければならない。

- 2 施設管理者は、前項による申請があったときは必要事項を審査して可否を決定し、赤塚ホーム緊急保護登録承認通知書（別記第2号様式）又は赤塚ホーム緊急保護登録不承認通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 施設管理者は、前項により登録の承認をしたときは赤塚ホーム緊急保護登録台帳（別記第4号様式。以下「台帳」という。）に登載するものとする。
- 4 登録の承認を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは速やかに施設管理者に赤塚ホーム緊急保護登録事項変更・辞退届（別記第5号様式）により届け出なければならない。

(登録の期間)

第9条 前条の登録は承認した日の属する月から3ヵ年を経過する月まで有効とする。ただし、引き続き登録を受けたいものは再度申請するものとする。

(登録の取消)

第10条 施設管理者は、登録者が第2条第1項の要件に該当しなくなったとき及び保護の必要がないと認めたとき又は登録者から赤塚ホーム緊急保護登録事項変更・辞退届により登録辞退の届出があったときは登録を取り消し、台帳から削除するものとする。

(保護の申請等)

第11条 保護の必要が生じたとき、登録者は必要とする日の1ヶ月前の日から前日までの間に赤塚ホーム緊急保護利用申請書（別記第6号様式）に必要書類を添えて、施設管理者に申請しなければならない。ただし、施設管理者が特別な事由があると認めたときはこの限りでない。

- 2 施設管理者は前項の申請があったときは、保護事由等を審査し保護の可否を決定し、赤塚ホーム緊急保護利用承認通知書（別記第7号様式）又は赤塚ホーム緊急保護利用不承認通知書（別記

第 8 号様式) により申請者に通知するものとする。

(保護承認の取消)

第 12 条 施設管理者は、前条第 2 項の規定により承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

(1) 第 4 条第 1 項各号の要件に該当しなくなったとき。

(2) 災害その他の理由で施設の利用ができなくなったとき。

2 施設管理者は、前項の規定により承認を取り消したときは、赤塚ホーム緊急保護利用取消通知書 (別記第 9 号様式) により申請者に通知するものとする。

(指定管理者の報告義務)

第 13 条 指定管理者は、第 8 条及び第 11 条の規定による承認又は第 10 条の規定により台帳から削除したときは、区長に報告するものとする。

2 指定管理者は、保護の実施状況を翌月の 10 日までに、区長に赤塚ホーム緊急保護実績報告書 (別記第 10 号様式) により報告しなければならない。

(費用負担)

第 14 条 登録者又は介護者等が負担する保護に要する費用は次のとおりとする。

(1) 別表 2 に定める額 (ただし、生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) による被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号) による支援給付受給者は無料とする。)

(2) 飲食費及び緊急時の医療費等

(雑則)

第 15 条 保護の開始及び終了時の送迎は、介護者等の責任により行うものとする。

(委任)

第 16 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行し、保護の利用については平成 5 年 6 月 14 日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

1 この一部改正は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の受入定員は当分の間 5 人以内とする。

2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の東京都板橋区立「赤塚ホーム」緊急保護運営要綱に基づいて作成された様式 of 用紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則

1 この一部改正は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の板橋区立赤塚ホーム緊急保護運営要綱に基づいて

作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則

- 1 この一部改正は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の光熱水費等相当額の負担については、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の赤塚ホーム緊急保護運営要綱に基づいて作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる

付 則

- 1 この一部改正は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この一部改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この一部改正は、平成 18 年 9 月 29 日から施行し、平成 18 年 6 月 28 日より適用する。
- 2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の赤塚ホーム緊急保護運営要綱に基づいて作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則

- 1 この一部改正は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この一部改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この一部改正は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の赤塚ホーム緊急保護運営要綱に基づいて作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則

この一部改正は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、区長決定の日から施行する。

別表 1 （第 4 条関係）

| 事 由                 | 日 数 等                | 摘 要                                                                                                                                                |
|---------------------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護者等の傷病、災害          | 1 事由 5 日             |                                                                                                                                                    |
| 介護者等の出産、傷病(入院を伴うもの) | 1 事由 21 日            | 入院期間の 3 日前から 3 日後まで                                                                                                                                |
| 介護者等の出産に伴う定期通院      | 1 回の出産につき 15 日       | 昼間保護に限る。                                                                                                                                           |
| 3 親等までの葬儀           | 1 事由 5 日             | 通夜、告別式又はこれに準ずる葬儀（介護者等の 3 親等以内の者に係るものに限る。）                                                                                                          |
| 介護者等の休養             | 年度 12 日<br>(月上限 3 日) | ア 1 日当たり 3 人を限度とする。<br>イ 12 月 29 日から 1 月 3 日までは対象外とする。                                                                                             |
| 体験利用                | 年度上限 5 日             | ア 体験利用をしようとする日から起算して過去 3 年間に於いて体験利用をしていない者に限る。<br>イ 原則、平日 5 日間連続して利用するものとする。ただし、施設管理者が認める場合は分割して利用することができるものとする。<br>ウ 利用日数が 5 日に満たない場合も 1 回の利用とする。 |
| その他区長が特に必要と認めたとき    | 1 事由 5 日             |                                                                                                                                                    |

別表 2（第 14 条関係）

| 保護の区分   | 時 間 等             | 金 額     | 備 考                                      |
|---------|-------------------|---------|------------------------------------------|
| 昼 間 保 護 | 保護の時間 4 時間<br>以内  | 200 円   | 各時間数を超えた時間が<br>30 分に満たない場合は<br>これを切り捨てる。 |
|         | 保護の時間 8 時間<br>以内  | 400 円   |                                          |
|         | 保護の時間 12 時間<br>以内 | 600 円   |                                          |
| 連 日 保 護 | 一泊につき             | 1,000 円 |                                          |